# 国の重点支援地方交付金活用事業

# ＬＰガス価格高騰対策事業補助金　実施マニュアル

## 目次


１　事業概要　・・・

1　事業概要

**小売事業者向け説明資料**

# LP ガス価格高騰対策事業のお知らせ

LP ガスの価格高騰に対応するため、大船渡市内の一般消費者等が使用する LP ガス料金の値引を行う小売事業者に対し補助金を交付し、市民生活を支援する事業を実施します。

小売事業者の皆様におかれましては、地域のエネルギーとして重要な LP ガス料金の負担を軽減するという本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**値引の対象となる方**

大船渡市内の家庭及び飲食店などの業務用として LP ガスを使用する一般消費者等（個別供給、集団供給、コミュニティーガス団地）

※　一般消費者等とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 念法律第 149 号）第２条第２項に規定する一般消費者等をいいます。

**料金値引額**

**１契約あたり 1,700 円（税込）を上限に値引します。**

**値引実施時期**

令和８年 11 月又は 12 月検針分の請求時に一括で値引を行います。

※　11 月（又は 12 月）検針分の請求額が 1,700 円を下回る場合、原則として請求額を上限として値引きは終了しますが、各小売事業者の判断で値引残額を翌月１回に限り、繰り越すことは可能です。

**申請手続**

具体的な申請手続は、補助金交付要綱、様式の記載例等を参考としてください。下記の市ホームページに掲載します。

大船渡市トップページ＞組織で探す＞商工港湾部＞商工企業課＞商工係＞
ＬＰガス価格高騰対策事業について

**＜本資料に係る問い合わせ先＞**
**大船渡市商工港湾部商工企業課**　Mail ofu_syoko@city.ofunato.iwate.jp
TEL 0192-27-3111(内線 109)　FAX 0192-26-4477

# ２　ＬＰガス価格高騰対策事業補助金　申請要領（申請の手引き）

目次


１　はじめに ・・・

## 1　はじめに

（1）　本要領について

大船渡市が、令和８年９月補正予算で措置して実施するＬＰガス価格高騰対策事業（以下「本事業」という。）において、一般消費者等に対しＬＰガス料金の値引きを行うための値引原資の補助金を受ける小売事業者は、以下に定める事項に基づき申請願います。

（2）　実施にあたっての注意点

ア　値引を実施するにあたり、予め、本事業の対象者として補助金の交付を受けるために、令和８年10月30日(金)までに市に申請を行う必要があります。

実施確認申請の方法は、別冊「実施確認申請の手引き」で説明していますので、そちらをご確認ください。

市から送付される実施確認承認通知を受けた後に、一般消費者等に対する値引きを行ってください。

イ　各小売事業者は、最終の値引きを実施した後、補助金交付申請書兼請求書（様式第２号）を提出してください。

審査の後、補助金交付決定通知書（様式第６号）が送付され、補助金が交付されます。

なお、必要に応じて前金払請求書（様式第３号）を提出することができます。

ウ　その他の注意点

（ア）　本事業関係の書類は事業終了後５年間保存しなければなりません。

ＬＰガスの小売事業者は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を、補助金を受けた日が属する年度の終了後５年間（令和13年度末まで）、市からの求めがあった際、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。

また、国の地方創生臨時交付金を事業の財源としており、会計検査院等による実地検査の対象になりますので、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。検査等の結果、仮に、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

（イ）　ＬＰガスの小売事業者は、本申請手続に記載のない細部については、市の指示に従うものとします。

実施状況を確認するため、市が電話連絡や訪問を実施することがあります。また、偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、市において、補助金の受給者に対し、必要に応じて現地調査等を実施します。

（ウ）　ＬＰガスの販売事業者は、値引実施期間中における廃業、ＬＰガス事業の撤退等により一般消費者等への値引を遂行できなくなることが明確である場合やその懸念がある場合には、速やかに市に対してその旨を報告してください。

## ２　本事業の概要

（１）目的

一般消費者等が使用するＬＰガス料金の値引を行う小売事業者に対して、その値引原資及び事務手数料を支援することにより、物価高騰の影響を受けるＬＰガス利用者の生活支援を目的として実施するものです。

（２）概要

大船渡市内でＬＰガスを使用する家庭・企業等が負担するＬＰガス料金を、市が定める方法により値引を行う小売事業者に対し、その値引原資及び事務手数料を交付します。

（３）交付対象者（交付要綱第２(１)関係）

大船渡市内の一般消費者等が使用するＬＰガスを供給している小売事業者のうち、以下の全ての要件を満たす者とします。

※　一般消費者等とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス法」という。）第２条第２項に規定する一般消費者等並びにガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号。以下「ガス事業法」という。）第３条の登録を受けた者からＬＰガスを燃料として供給を受け、生活の用に供する一般消費者及びその消費する態様が生活の用に供する場合に類似している者をいう。

ただし、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）若しくは地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）により設立された法人により設置又は管理等が行われている施設で供給を受けている者を除く。

※　小売事業者とは、液化石油ガス法第３条第１項の登録を受けた者及びガス事業法第３条の登録を受けた者であって、家庭・企業等にＬＰガスを販売する者をいう。

ア　ＬＰ価格高騰対策事業補助金及び事務手数料実施確認申請書（様式第１号）を提出し、市の確認を受けた者

イ　本要綱に定める方法で、一般消費者等への値引を実施する者

（４）　交付額（交付要綱第２(２)関係）

ア　ＬＰ価格高騰対策事業補助金

令和８年11月又は12月の検針分の料金の請求において、値引を行った場合、その値引に要した額を交付します。補助金は１契約あたり1,700円（税込）を上限とし、実際の値引額がこの額を下回った場合は、当該金額を交付します。

イ　事務手数料

値引実施件数１件当たり 100 円を交付します。

（５）　値引の実施

ＬＰガス料金の値引は、令和８年11月又は12月検針分の料金の請求額（基本料金と従量料金の合計）から、1,700円を一括で行うこととします。

使用量が少ない場合や月の途中での契約等により、11月又は12月の検針分の請求額が値引額の1,700円に満たない場合、事業者の判断で値引残額を翌月（12月又は１月）に繰り越すことは可能とします。

※　値引額を使用月数に応じて計算する必要はなく、例えば、令和８年９月に転入した方からも 1,700 円を値引してください。

（６）　値引の具体的な方法

値引の方法は、次のア（６ページ：11 月検針）又はイ（７ページ：12 月検針）のいずれかにより、実施してください。

ア　令和８年11月検針分の請求で値引

11月検針の時点で契約している方を値引の対象としてください。

| | 区分 | 11月検針分の請求 | 12月検針分の請求 | １月検針分の請求 | 補助金対象額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 【基本】パターンＡ …値引残額の繰越はなし | ①定額1,700円全額を１回で値引 | 1,700円 | 値引完了 | | 1,700円 |
| | ②値引しきれない残額の繰越なし | 1,000円 | 値引なし | | 1,000円 |
| 【可能】パターンＢ …値引残額を翌月に繰越 | ①定額1,700全額を１回で値引 | 1,700円 | 値引完了 | | 1,700円 |
| | ②値引しきれない残額を翌月繰越 | 700円 | 1,000円 | | 1,700円 |
| | ③翌月値引した残額は再繰越できない | 500円 | 500円 | | 1,000円 |

留意点

11月検針後に新規で契約した者（例：12月の転入者）は、補助金の対象外となります。

補助金の対象となる場合（検針日が11月10日の場合）

①11月５日に契約を開始した者に、11月10日に行った検針分の請求から値引する場合

②11月10日（又は11月１日から９日までの間）の退去時に検針を行い、請求額の範囲で値引する場合

③11月10日に検針して1,000円を値引した後、11月25日の退去時に再度検針を行い、請求額の範囲で値引する場合

④11月検針分でのガス使用量が０㎥だったが、基本料金分から値引する場合

⑤契約期間が 11 月５日から 11 月 25 日で１か月間に満たないが、退去時に検針を行い、請求額の範囲で値引する場合

⑥２か月に１回しか検針を行わないが、契約を締結している者に対し、12 月請求分で値引する場合

補助金の対象外となる場合（検針日が11月10日の場合）

①11月検針後の11月20日に契約した者に、12月検針分で値引する場合

②11月１日から11月９日までの間に契約を開始したが、初月であるため11月検針が行われなかった者に、12月検針分で値引する場合

③契約は継続しているが、供給を休止しているため11月検針が行われず11月の請求額が発生しない場合

④契約は継続しているが、過去の料金滞納に伴い供給を休止しているため11月検針が行われず、過去の請求額から値引を行う場合

⑤11月（及び12月）の値引額が1,700円に達しない場合に、残額を口座振込・現金還付等で追加交付（上記表パターンＢ③の例で900円を交付）する場合

イ　令和８年12月検針分の請求時に値引

12月検針の時点で契約している方を値引の対象としてください。

| | 区分 | 12月検針分の請求 | １月検針分の請求 | ２月検針分の請求 | 補助金対象額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 【可能】パターンC …値引残額の繰越はなし | ①定額1,700円全額を１回で値引 | 1,700円 | 値引完了 | | 1,700円 |
| | ②値引しきれない残額の繰越なし | 1,000円 | 値引なし | | 1,000円 |
| 【可能】パターンD …値引残額を翌月に繰越 | ①定額1,700円全額を１回で値引 | 1,700円 | 値引完了 | | 1,700円 |
| | ②値引しきれない残額を翌月繰越 | 800円 | 1,300円 | | 1,700円 |
| | ③翌月値引した残額は再繰越できない | 500円 | 500円 | | 1,000円 |

留意点

12月検針後に新規で契約した者（例：１月の転入者）は、補助金の対象外となります。

補助金の対象となる場合（検針日が12月10日の場合）

①12月５日に契約を開始した者に、12月10日に行った検針分の請求から値引する場合

②12月10日（又は12月１日から９日までの間）の退去時に検針を行い、請求額の範囲で値引する場合

③12月10日に検針して1,000円を値引した後、12月25日の退去時に再度検針を行い、請求額の範囲で値引する場合

④12月検針分でのガス使用量が０㎥だったが、基本料金分から値引する場合

⑤契約期間が 12 月５日から 12 月 25 日で１か月間に満たないが、退去時に検針を行い、請求額の範囲で値引する場合

⑥２か月に１回しか検針を行わないが、契約を締結している者に対し、１月請求分で値引する場合

補助金の対象外となる場合（検針日が12月10日の場合）

①12月検針後の12月20日から契約を開始した者に、１月検針分で値引する場合

②12月１日から12月９日までの間に契約を開始したが、初月であるため12月検針が行われなかった者に、10月検針分で値引する場合

③契約は継続しているが、供給を休止しているため12月検針が行われず12月の請求額が発生しない場合

④契約は継続しているが、過去の料金滞納に伴い供給を休止しているため12月検針が行われず、過去の請求額から値引を行う場合

⑤12月（及び10月）の値引額が1,700円に達しない場合に、残額を口座振込・現金還付等で追加交付（上記表パターンD③の例で900円を交付）する場合

ウ　その他

値引きを実施した際は、家庭・企業等に対して、検針票、請求書、Web明細等への表示やチラシなどにより、次のことを明示してください。

・「大船渡市ＬＰガス価格高騰対策事業」による値引きであること

・値引額　1,700円（税込）

（例）「大船渡市のＬＰガス価格高騰対策事業により1,700円を値引きしています。」

「大船渡市の支援により1,700円を値引きしています。」

「大船渡市支援による値引額1,700円」

※市の支援で値引きしていることが分かれば、必ずしも上記通りの記載でなくても構いません。

一般消費者向けのチラシの一括送付は、値引開始までの期間が短いため行いませんので、各小売事業者の実情に応じて周知してください。

## 3　本事業の対象者の要件

本事業の対象者は、以下の要件を満たす必要があります。新たに値引を実施する小売事業者においては、実施確認申請書（様式第１号）に記載する各誓約事項に同意する必要があります。

申請内容に虚偽があった場合や、要件を満たしていない場合は交付を取り消すことがあります。

（１）　ＬＰガスの販売事業者であること

（２）　大船渡市内でＬＰガスを消費する一般消費者等に対して、市が指定した単価での値引きを行い、当該事実を明示できること

（３）　市からの情報開示への協力ができること

（４）　日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本補助金に係る精算を行うことができること

（５）　値引を完了したうえで、令和９年２月26日(金)までに補助金交付申請書兼請求書を提出できること

（６）　法人等（個人又は法人をいう）代表者やその他の構成員が、各都道府市の暴力団排除条例の規定による暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当しないこと

## 4　補助金請求の手続き

（１）　交付申請書兼請求書の提出（令和９年２月26日(金)まで）

ア　最終の値引を実施後、交付申請書兼請求書（様式第２号）を提出してください。請求書には、値引きを行った家庭・企業等の一覧表を併せて提出してください。

請求書や帳票等の確認を行い、交付決定について通知します。

※　後に(４)で説明する前金払請求を行った小売事業者は、前金払の入金があった後に提出してください。

提出期限は令和９年２月26日(金)ですが、11月検針分の請求で値引を実施した事業者については、令和９年１月末までの提出にご協力願います。

（２）申請方法

申請は、下記の市ホームページからダウンロードし、郵送又は持参によりご提出ください。

大船渡市トップページ＞組織で探す＞商工港湾部＞商工企業課＞商工係＞

ＬＰガス価格高騰対策事業について

https://www.city.ofunato.iwate.jp/archive/p20261001093011

【提出先】

〒022-8501　大船渡市盛町字宇津野沢 15

大船渡市商工港湾部商工企業課商工係

TEL：0192-27-3111（内線 109）

E-mail：ofu_syoko@city.ofunato.iwate.jp

（３）　申請書類

＜表①：交付申請書兼請求書の提出に必要な書類＞　※記載例：14ページ

| 番号 | 提出書類名 |
|---|---|
| ０１ | ＬＰガス価格高騰対策事業補助金及び事務手数料交付申請書兼請求書（様式第２号）　※１枚目及び２枚目を提出してください。 |
| ０２ | 値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表 |

イ　一覧表には、下記①～④を記載して提出してください。なお、これらが記載されていれば、システムから出力されるデータ・帳票でも可能です。

①顧客管理番号・コードなど契約者ごとに区別できるもの

②ＬＰガスを消費している施設等の所在地

③値引額、値引前の料金額、値引後の請求額

※データ・帳票が消費税込の金額で出力される場合、値引額等が税込である旨も記載してください。

④値引対象の顧客管理番号・コードなどが重複する場合、同一契約者が異なる所在地の建物を複数所有するなど、異なる建物等に対する値引である旨の記載

※同一の対象を二重に計上していない旨を確認するため、記載してください。

なお、提出された申請書類については、原則、返却いたしませんので、事業者用として手元に控えを１部ご用意ください。

ウ　一覧表の提出にあたっては、以下(ア)及び(イ)について協力願います。

（ア）　一覧表を電子データ(Excel)で作成した場合は、件数・金額の確認作業を円滑に行うため、印刷による提出と併せ、電子データも提出願います。

（イ）　顧客管理番号・コードで契約者が識別可能な場合は、個人情報（氏名）を記載しない形で（黒塗り等により）提出願います。

エ　交付申請書兼請求書の提出時に、値引きの事実が確認できる検針票又は請求書等の写しを併せて提出していただきます。

・1,700円で値引した場合：２件分

・1,700円未満での値引がある場合：１件分

（４）前金払請求（令和８年11月18日(水)から11月27日(金)まで）

交付申請書兼請求書は、最終の値引きを実施した後に提出することとしていますが、値引実施後に補助金の交付を受けるのでは一般消費者等への値引が困難である場合、必要に応じ、補助金の前金払請求書（様式第３号）を提出してください。

妥当性が認められた場合、値引実施予定額の前金払いを行うこととします。

なお、補助金の交付決定の際、交付決定額を超える前金払いが行われていたときは、その差額は返還していただくこととなります。

＜表②：補助金前金払請求時に必要な書類＞　※記載例 18 ページ

| 番号 | 提出書類名 |
|---|---|
| ０１ | ＬＰガス価格高騰対策事業補助金及び事務手数料交付申請書兼前金払請求書（様式第３号）　※１枚目のみではなく、振込先が記載された２枚目も提出してください。 |

## 6　不正及び不適切な行為の防止及び反社会的勢力の排除

（１）　不正の防止

ＬＰガスの小売事業者による架空の申請や水増し報告等の不正請求※等については、厳正に対処します。

※参考：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治 40 年法律第 45 号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行う又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとすること。

（２）　不適切な行為の防止

ＬＰガスの小売事業者が、①補助金相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、支援対象期間に合わせた値上げを恣意的に行うこと、②補助金による値引きの価格を営業資料の料金表示に用いること等、本補助金の趣旨に反する行為を行った場合には、交付対象としない他、必要に応じて関係法令等による処分を行うことがあります。

（３） 反社会的勢力の排除

ＬＰガスの小売事業者は、本補助金の交付を受けるにあたり、反社会的勢力※の関与、参画その他如何なる形式の影響力の行使について、排除しなければなりません。

※参考：反社会勢力について 以下のいずれかに該当する者をいう。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
② 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）
③ 暴力団準構成員
④ 暴力団関係企業
⑤ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
⑥ その他前各号に準ずる者

## ７ 個人情報の取扱い

本事業において、ＬＰガスの小売事業者から入手した個人情報等については、適切な保護措置を講ずるものとし、本補助金の業務の範囲内でのみ使用します。

## ８ お問い合わせ先

交付申請書兼請求書（様式第２号）、前金払請求書（様式第３号）の提出先及び申請内容等に係る問合せ先

提出先住所：〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢 15
ＴＥＬ　　：0192-27-3111（内線109）
受付時間　：午前９時から午後４時まで（土日祝日を除く）
E-mail　　：ofu_syoko@city.ofunato.iwate.jp

様式第２号

令和　年　月　日

大船渡市長　様

請求者　住所
氏名　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
販売所名

# ＬＰガス価格高騰対策事業補助金及び事務手数料交付申請書兼請求書

ＬＰガス価格高騰対策事業補助金及び事務手数料の交付を受けたいので、ＬＰガス価格高騰対策事業補助金交付要綱に従うことを承知の上、本書面に関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

なお、別添一覧表に記載がある家庭・企業等については、ＬＰガスを大船渡市内で消費する者に相違ありません。

また、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人により設置又は管理等が行われている施設等、交付対象外とすべき者は含まれておりません。

記

１　申請額兼請求額

| | 金額（円） | 内訳（円） | |
|---|---|---|---|
| | | ガス料金補助金 | 事務手数料 |
| （１）申請額兼請求額 | | | |
| （２）前金払受領済額 | | | |
| （３）今回請求額<br>※（１）－（２） | | | |

※　値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表を添付すること。

２　値引実施の状況

| | 値引を実施した件数（件） | 値引実績額（円、税込） |
|---|---|---|
| 合計 | | |
| （１）1,700円を値引 | | |
| （２）1,700円未満で値引 | | |

※ 値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表の合計と一致すること。

3　値引完了日

| 令和　　年　　月　　日 |
|---|

4　家庭用ＬＰガス小売価格の状況

| 使用量 | 令和８年10月の状況 | | 令和８年６月の状況 | |
|---|---|---|---|---|
| | 家庭用ＬＰガス小売価格(税込)(円) | 左記のうち基本料金(税込) | 請求者における家庭用ＬＰガス小売価格(税込) | （参考）県平均家庭用ＬＰガス小売価格(税込) |
| 10.0㎥ | | | | 10,969 円 |

5　振込先（本支店等及び口座種別は該当するものを○で囲む。）

| 金融機関名 | | 本・支店名 | 本店<br>支店<br>出張所 |
|---|---|---|---|
| 口座種別 | 普通預金　　当座預金 | | |
| 口座番号 | | | |
| (フリガナ)<br>届出名義 | | | |

6　連絡担当者

| 氏名 | | | |
|---|---|---|---|
| 電話番号 | | ファックス番号 | |
| メールアドレス | | | |

※　後日、値引の事実が確認できる検針票・請求書等の写しの提出を求めます。

様式第２号　**記載例**

令和　８年　12 月　16 日

※ 代表者印を押印してください。

大船渡市長　様

請求者　住所　**大船渡市盛町字宇津野沢 15**
氏名　**株式会社大船渡ＬＰガス**
**代表取締役　○○　○○**　印
販売所名　**大船渡営業所**

ＬＰガス価格高騰対策事業補助金及び事務手数料交付申請書兼請求書

ＬＰガス価格高騰対策事業補助金及び事務手数料の交付を受けたいので、ＬＰガス価格高騰対策事業補助金交付要綱に従うことを承知の上、本書面に関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

なお、別添一覧表に記載がある家庭・企業等について
者に相違ありません。

また、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人に
等、交付対象外とすべき者は含まれておりません。

（３）今回請求額（精算額）は、（１）申請額兼請求額（値引額の合計）から、（２）前金払受領済額を差し引いて算出してください。

記

１　申請額兼請求額

| | 金額（円） | 内訳（円） | |
|---|---|---|---|
| | | ガス料金補助金 | 事務手数料 |
| （１）申請額兼請求額 | 825,000 | 775,000 | 50,000 |
| （２）前金払受領済額 | 756,000 | 714,000 | 42,000 |
| （３）今回請求額<br>※（１）－（２） | 69,000 | 61,000 | 8,000 |

※　値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表を添付すること

金額が一致

２　値引実施の状況

| | 値引を実施した件数（件） | 値引実績額（円、税抜） |
|---|---|---|
| 合計 | 500　件 | 775,000 |
| （１）1,700円を値引 | 450　件 | 765,000 |
| （２）1,700円未満で値引 | 50　件 | 10,000 |

※ 値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表の合計と一致すること。

3　値引完了日

| 令和８年　11月　26日 |
|---|

4　家庭用ＬＰガス小売価格の状況

| 使用量 | 令和８年10月の状況 | | 令和８年６月の状況 | |
|---|---|---|---|---|
| | 家庭用ＬＰガス小売価格(税込)(円) | 左記のうち基本料金(税込) | 請求者における家庭用ＬＰガス小売価格(税込) | （参考）市平均家庭用ＬＰガス小売価格(税込) |
| 10.0㎥ | 10,890 | 2,200 | 10,560 | 10,499円 |

5　振込先（本支店等及び口座種別は該当するものを○で囲む。）

| 金融機関名 | 岩手銀行 | | | 本・支店名 | 本店<br>盛 支店<br>出張所 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 口座種別 | 普通預金 | | 当座預金 | | | |
| 口座番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| (フリガナ) | カ）オオフナトエルピーガス | | | | | | |
| 届出名義 | 株式会社　大船渡ＬＰガス | | | | | | |

6　連絡担当者

| 氏名 | 大船渡太郎 | | |
|---|---|---|---|
| 電話番号 | 0192-27-3111 | ファックス番号 | 0192-26-4477 |
| メールアドレス | ○○△△@city.ofunato.iwate.jp | | |

※　後日事務局から、値引の事実が確認できる検針票・請求書等の写しの提出を求めます。

様式第３号

令和　年　月　日

大船渡市長　様

請求者　住所
氏名　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
販売所名

ＬＰガス価格高騰対策事業補助金及び事務手数料交付申請書兼前金払請求書

ＬＰガス価格高騰対策事業補助金及び事務手数料の前金払による交付を受けたいので、ＬＰガス価格高騰対策事業補助金交付要綱に従うことを承知の上、下記のとおり申請します。

記

１　前金払を必要とする理由

値引を令和　年　月　日に実施するにあたり、前金払を受けない場合、資金繰りに支障をきたすため。

２　申請額兼請求額

| 請求額（円）<br>（Ａ）＋（Ｂ） | ガス料金補助金（Ａ） | 事務手数料（Ｂ） |
|---|---|---|
| | | |

（１）　ガス料金補助金

| 値引実施予定件数 | 値引単価 | 補助金予定額<br>件数×値引単価(円) |
|---|---|---|
| 件 | 1,700円 | |

（２）　事務手数料

| 値引実施予定件数 | 手数料単価 | 事務手数料予定額<br>件数×手数料単価(円) |
|---|---|---|
| 件 | 100円 | |

3　振込先　（本支店等及び口座種別は該当するものを〇で囲む。）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金融機関名 | | | | 本・支店名 | 本　店<br>支　店<br>出張所 | | |
| 口座種別 | 普通預金 | | | 当座預金 | | | |
| 口座番号 | | | | | | | |
| （フリガナ）<br>届出名義 | | | | | | | |

4　連絡担当者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 氏名 | | | |
| 電話番号 | | ファックス番号 | |
| メールアドレス | | | |

様式第３号　**記載例**

令和　８年　11 月　20 日

※ 代表者印を押印してください。

大船渡市長　様

請求者　住所　**大船渡市盛町字宇津野沢 15**
氏名　**株式会社大船渡ＬＰガス**
**代表取締役　○○　○○**　印
販売所名　**大船渡営業所**

ＬＰガス価格高騰対策事業補助金及び事務手数料交付申請書兼前金払請求書

ＬＰガス価格高騰対策事業補助金及び事務手数料の前金払による交付を受けたいので、ＬＰガス価格高騰対策事業補助金交付要綱に従うことを承知の上、下記のとおり申請します。

記

１　前金払を必要とする理由
値引を令和 8 年 11 月 25 日に実施するにあたり、前金払を受けない場合、資金繰りに支障をきたすため。

２　申請額兼請求額

| 請求額（円）<br>（Ａ）＋（Ｂ） | ガス料金補助金（Ａ） | 事務手数料（Ｂ） |
|---|---|---|
| 720,000円 | 680,000円 | 40,000円 |

（１）　ガス料金補助金

| 値引実施予定件数 | 値引単価 | 補助金予定額<br>件数×値引単価(円) |
|---|---|---|
| 400　件 | 1,700円 | 680,000円 |

（２）　事務手数料

| 値引実施予定件数 | 手数料単価 | 事務手数料予定額<br>件数×手数料単価(円) |
|---|---|---|
| 400　件 | 100円 | 40,000円 |

3　振込先　（本支店等及び口座種別は該当するものを〇で囲む。）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金融機関名 | 岩手銀行 | | | 本・支店名 | 本　店<br>盛（支　店）<br>出張所 | | |
| 口座種別 | （普通預金） | | | 当座預金 | | | |
| 口座番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| (フリガナ) | カ）オオフナトエルピーガス | | | | | | |
| 届出名義 | 株式会社　大船渡ＬＰガス | | | | | | |

4　連絡担当者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 氏名 | 大船渡太郎 | | |
| 電話番号 | 0192-27-3111 | ファックス番号 | 0192-26-4477 |
| メールアドレス | 〇〇△△@city.ofunato.iwate.jp | | |

## ５　市から小売事業者への通知書

様式第６号

商　第　　号
令和　年　月　日

（申請小売事業者）　様

大船渡市長

ＬＰガス価格高騰対策事業補助金及び事務手数料交付決定通知書

年　月　日付けで申請があった標記補助金について、下記のとおり交付を決定したので、ＬＰガス価格高騰対策事業補助金交付要綱第４第３項の規定により通知します。

記

１　対象となる販売所

| 販売所の名称 | 販売所の所在地 | 値引実施件数（件） |
|---|---|---|
| | | |

２　交付決定額

金　　円

３　交付決定額内訳

・ＬＰガス価格高騰対策事業補助金　　円
・事務手数料　　円